

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 15 日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高 齢 者 支 援 課  
振 興 課  
老 人 保 健 課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局長より経済団体あてに標記について周知等への協力を依頼する通知を発出いたしました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の周知へのご協力について（依頼）（令和 2 年 6 月 15 日付厚生労働省雇均発 0615 第 1 号）

【参考資料】

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の周知等へのご協力について（依頼）」（令和 2 年 5 月 15 日付厚生労働省雇均発第 0515 第 4 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000630964.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000630975.pdf>

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会

雇 均 発 0615 第 1 号  
令 和 2 年 6 月 15 日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
会長 中西 宏明 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」  
等の周知へのご協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の周知等へのご協力について（依頼）」（令和2年5月15日付け厚生労働省雇均発 0515 第4号）において周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

上記に加え、今般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を創設いたしました。

本助成金内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知に御協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため、本助成金を創設いたしました。  
本助成金の詳細については、別紙のリーフレットや参考資料をご参照ください。
- 2 妊娠中の女性労働者は、自ら休業を申し出づらい場合があることから、事業主におかれては、本助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639553.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて（Q & A）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf>

- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)



事業主の皆さまへ／

# 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



## ▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

## ▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** \*1事業所当たり20人まで  
**以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)**

## ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

\* 雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。\* **事業所単位ごと**の申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)

都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：[https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html)

| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011-709-2715 | 東京   | 03-6893-1100 | 滋賀   | 077-523-1190 | 香川   | 087-811-8924 |
| 青森   | 017-734-4211 | 神奈川  | 045-211-7357 | 京都   | 075-241-0504 | 愛媛   | 089-935-5222 |
| 岩手   | 019-604-3010 | 新潟   | 025-288-3511 | 大阪   | 06-6941-4630 | 高知   | 088-885-6041 |
| 宮城   | 022-299-8844 | 富山   | 076-432-2728 | 兵庫   | 078-367-0700 | 福岡   | 092-411-4717 |
| 秋田   | 018-862-6684 | 石川   | 076-265-4429 | 奈良   | 0742-32-0210 | 佐賀   | 0952-32-7218 |
| 山形   | 023-624-8228 | 福井   | 0776-22-0221 | 和歌山  | 073-488-1170 | 長崎   | 095-801-0050 |
| 福島   | 024-536-4609 | 山梨   | 055-225-2851 | 鳥取   | 0857-29-1701 | 熊本   | 096-352-3865 |
| 茨城   | 029-277-8294 | 長野   | 026-223-0551 | 島根   | 0852-20-7007 | 大分   | 097-532-4025 |
| 栃木   | 028-633-2795 | 岐阜   | 058-245-1550 | 岡山   | 086-224-7639 | 宮崎   | 0985-38-8821 |
| 群馬   | 027-896-4739 | 静岡   | 054-254-6320 | 広島   | 082-221-9247 | 鹿児島  | 099-222-8446 |
| 埼玉   | 048-600-6210 | 愛知   | 052-857-0312 | 山口   | 083-995-0390 | 沖縄   | 098-868-4403 |
| 千葉   | 043-306-1860 | 三重   | 059-261-2978 | 徳島   | 088-652-2718 |      |              |



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



## ▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、  
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



## ▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

**既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象**となります。

\*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

**有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容**について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する                      ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する  
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年9月30日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年9月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

## ▶支給額

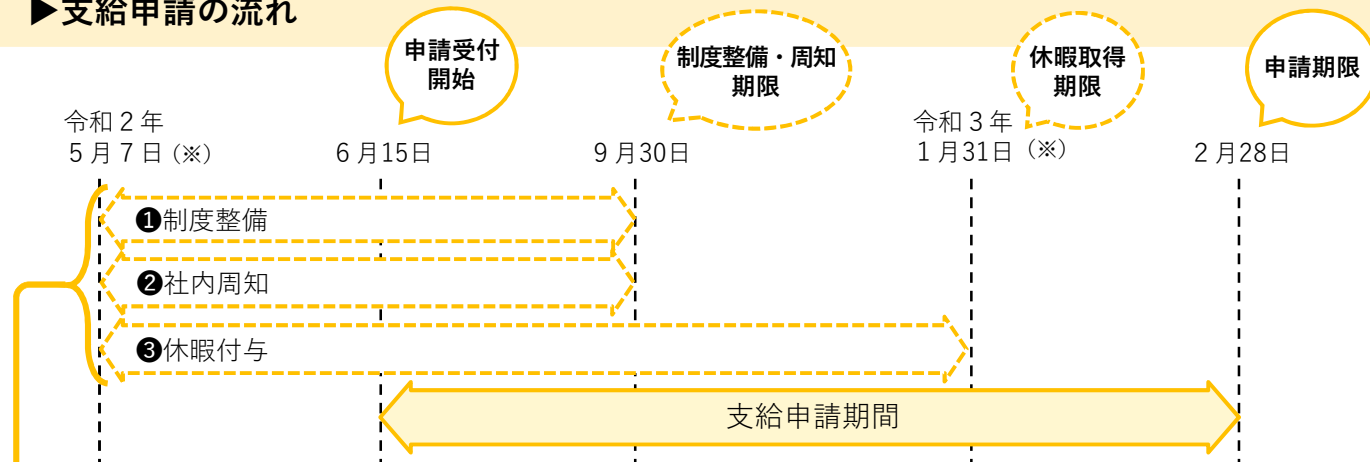
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

## ▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間